

# 広島県教育委員会「学校における働き方改革取組方針」の改定について

令和2年4月17日  
学校経営戦略推進課

## 1 改定の趣旨

平成30年7月に「学校における働き方改革取組方針」（以下「本方針」という。）を策定し、令和2年度までの3年間を取組期間として、子供と向き合う時間の確保及び長時間勤務の縮減に向けて取組を進めてきたところであるが、国における法律改正や勤務時間の上限に関するガイドラインの指針への格上げなどを踏まえ、本県においても県立学校の在校等時間の上限を定めたことから、本方針についても改定を行い、取組期間及び目標を再設定するとともに、現状や課題を踏まえた重点的に取り組む項目を明示することとした。

## 2 これまでの取組方針の目標に係る達成状況等

### (1) 子供と向き合う時間が確保されていると感じる教員の割合

- 子供と向き合う時間が確保されていると感じる教員の割合（目標値：80%）

	平成30年度 (平成31年1月)	令和元年度 (令和2年1月)
県立学校全体	70.4%	69.8%

⇒超過勤務の縮減を図りつつも、児童・生徒等の指導に関わる時間の割合を維持・上昇させていくことが必要

### (2) 超過勤務の状況

- 超過勤務が月当たり80時間を超えた教員数（目標値：0人）及びその割合（年度最多月）

	平成30年度（6月）	令和元年度（4月）
県立学校全体	916人（約19.2%）	671人（約14.0%）

- 超過勤務が月当たり45時間を超えた教員数及びその割合（年度最多月）

	平成30年度（6月）	令和元年度（6月）
県立学校全体	2,577人（約53.9%）	2,324人（約48.3%）

- 年間の超過勤務の平均時間

	平成30年度	令和元年度
県立学校全体	497時間27分	479時間56分※

※4月～1月までの実績値に平成30年度の2月～3月の実績値を加えた推定値

⇒取組方針に掲げる目指す姿に向け、在校等時間の上限を踏まえた目標の再設定を行った上で、更に取組を進めることが必要

## 3 現状・課題

### (1) 教員勤務実態調査（平成30年10月実施）

- 1週間当たりの学内勤務時間が60時間以上（時間外勤務が月80時間（週20時間×4週）以上に相当）の教諭等の割合が高等学校42.8%、特別支援学校8.9%
- 平日では、「授業（主担当）」や「授業準備（教材研究等含む）」の時間に続き、高等学校では「成績処理」「学校経営」「朝の業務」「部活動・クラブ活動」「生徒指導（個別）」の時間が長い。土日では、高等学校の「部活動・クラブ活動」の時間が2時間を超えている。

⇒本来担うべき業務の効率的・効果的な推進、事務的負担の軽減、部活動指導に係る負担軽減が必要

## (2) 「学校における働き方改革取組方針」に係るフォローアップ調査（令和元年9月）

- ・月当たり80時間以上の時間外勤務をしている教職員の業務実態に応じた優先順位の指示や進捗管理等を行っている学校の割合は、3割程度となっている。
  - ・定時退校日以外の日「退校時刻の目安を設定」している学校は2割程度に留まっており、「入校時刻の目安を設定」している学校は、1割以下となっている。
- ⇒学校における組織マネジメントの徹底・時間管理の意識改革が必要

## 4 改定後の取組方針の内容

### (1) 取組期間

令和2年度～令和4年度

### (2) 目標・成果指標

- ・子供と向き合う時間が確保されていると感じる教員（管理職を除く。）の割合80%以上
- ・在校等時間<sup>※1</sup>から、正規の勤務時間を除いた時間を原則<sup>※2</sup>年360時間以内及び月45時間以内とする。

#### ※1 「在校等時間」

次の（ア）及び（イ）に掲げる時間から（ウ）及び（エ）に掲げる時間を除いた時間

（ア）校内に在籍している時間

（イ）校外において職務として行う研修への参加や児童生徒の引率等の職務に従事している時間

（ウ）正規の勤務時間（職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成7年広島県条例第5号）第2条から第5条までに規定する勤務時間をいう。）外に自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間

（エ）休憩時間

※2 児童生徒等に係る臨時的な特別の事情がある場合においても、「1年について720時間以下」、「1か月について100時間未満」、「1年のうち1か月において45時間を超える月数について6月以下」及び「連続する2か月から6か月までのそれぞれの期間の1か月当たりの平均について80時間以下」とする。

### (3) 取組の柱・重点的に取り組む項目

教員勤務実態調査の結果等を踏まえ、次の点について、重点的に取組を推進する。

①②については、業務改善プロジェクト・チームの下に専門部会等を設け、集中的に検討を行う。

#### ① 学校・教員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備

- ・スクール・サポート・スタッフの有効活用の在り方整理【県教委】
- ・AIやRPA、ICT機器等を活用した事務の省力化の検討【県教委】
- ・働き方改革に配慮した教育課程の編成・実施の検討【県教委・学校】

#### ② 部活動指導に係る教員の負担軽減

- ・部活動指導員の導入に向けた検討【県教委】
- ・生徒の主体的な活動を促し、一人の教員が複数の部活動を見守ったりするなど、顧問の負担軽減に向けた取組の検討【県教委・学校】

#### ③ 学校における組織マネジメントの確立

- ・勤務の状況を把握した上での業務の平準化・効率化及び優先順位を決めた上での学校行事等の精選・省力化【学校】
- ・教職員の入退校に係る開錠・施錠時刻の目安及び児童生徒等の適切な登下校時刻の設定【学校】

#### ④ 教職員の働き方に対する意識の醸成

- ・教職員全体に対する働き方改革に関する研修の実施【県教委】

※なお、重点的に取り組む項目以外の取組も含め、様々な取組を総合的に推進する。

# 学校における働き方改革取組方針

(令和2年度～令和4年度)

令和2年3月改定

広島県教育委員会

## はじめに

学校を取り巻く環境は、社会や経済の変化に伴い、より複雑化・多様化しており、学校には、これまで以上に子供たちに対するきめ細かな対応が求められております。

また、情報化やグローバル化といった社会の急速な変化が進む中、知識を活用し、協働して新たな価値を生み出せるよう、主体的な学びを促す教育も推進する必要があります。

これらの対応を進める中で、教員の業務は多様化し、拡大している状況にあり、本県において平成30年度に行った教員勤務実態調査の結果においても看過できない教員の勤務実態が明らかになるなど、働き方改革は喫緊の課題となっています。

教員が疲弊しては、それは子供のためにはなりません。教員が自らの授業を磨くとともに日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになることが学校における働き方改革の目的です。

教員が毎日子供たちの前で生き生きと教壇に立ち、そして、これからも多くの若者が教員になりたいと思えるよう、保護者や地域の方々の理解も得ながら、本方針に基づき、取組を進めていきたいと考えております。

広島県教育委員会教育長 平川 理恵

# < 目 次 >

<b>I</b>	<b>改定に当たって</b> .....	1
1	改定の趣旨 .....	1
2	これまでの取組状況・課題及び今後重点的に取り組むべき事項 .....	2
<b>II</b>	<b>目指す姿・県教育委員会及び県立学校の役割</b> .....	9
1	目指す姿 .....	9
2	県教育委員会及び県立学校の役割 .....	9
<b>III</b>	<b>期間・目標</b> .....	10
1	期間 .....	10
2	目標・成果指標 .....	10
<b>IV</b>	<b>取組の柱・重点的に取り組む項目</b> .....	11
1	取組の柱 .....	11
2	重点的に取り組む項目 .....	11
3	重点的に取り組む項目の推進体制 .....	11
<b>V</b>	<b>取組内容</b> .....	12
1	学校・教員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備 .....	12
2	部活動指導に係る教員の負担軽減 .....	13
3	学校における組織マネジメントの確立 .....	14
4	教職員の働き方に対する意識の醸成 .....	15
<b>VI</b>	<b>フォローアップ・市町立学校に係る支援</b> .....	16
1	フォローアップ .....	16
2	市町立学校に係る支援 .....	16



# I 改定に当たって

---

## 1 改定の趣旨

### (1) 現状

平成 30 年 7 月に「学校における働き方改革取組方針」（以下「本方針」という。）を策定し、「子供と向き合う時間<sup>※1</sup>の確保」及び「超過勤務の縮減」に向けた取組を進めてきた。

一方で、平成 31 年 1 月に文部科学省において、時間外勤務の上限目安を原則月 45 時間、年 360 時間とする「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）が策定された。また、令和元年 12 月の「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（以下「給特法」という。）の一部改正を受け、令和 2 年 1 月には、ガイドラインを法的根拠のある指針に格上げする形で、文部科学大臣により「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」が定められた。

この指針では、教育委員会が講ずべき措置として、所管に属する学校の教員<sup>※2</sup>の在校等時間の上限に関する方針を定めることが規定されている。

なお、平成 31 年 4 月 1 日から、働き方改革関連法の一部が施行され、民間の大企業では、残業時間に罰則付きの上限規制が既に適用されており、令和 2 年 4 月からは、中小企業においても上限規制が適用されるなど、民間企業では既に厳しい管理が求められている。

### (2) 改定の趣旨

本方針は、令和 2 年度末までを取組期間としていたところであるが、上記の国の動きを踏まえ、本県においても「県立及び市町立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例」の一部を改正するとともに、「県立学校の教育職員の業務量の管理等に関する規則」において在校等時間の上限を定めたことから、取組期間や目標を再設定するとともに、現状や課題を踏まえた重点的に取り組む項目を明示することとした。

なお、学校における働き方改革は、教育委員会と学校が連携し、保護者や地域の理解・協力も得ながら、本方針に示す様々な取組を総合的に進めていくこととする。

また、本方針は、県立学校の教職員の働き方改革を推進するための方針であ

---

※<sup>1</sup> 授業・授業準備・教材研究・部活動・個別指導など、児童生徒等の指導に関係のある業務に従事する時間

※<sup>2</sup> 給特法第 2 条に規定する義務教育諸学校等の教育職員

るが、特に教員の長時間勤務が課題となっていることから、主に教員を対象とした取組を進める。

## 2 これまでの取組状況・課題及び今後重点的に取り組むべき事項

### (1) 学校における働き方改革に係る主な取組（平成30年度～）

学校における働き方改革を更に推進するため、今後の取組の方向性を示す総合的な方針（本方針）を策定し、取組を進めてきた。

また、生徒にとって望ましい部活動の環境を構築するという観点に立ち、部活動が地域、学校、活動目的等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指すため、「運動部活動の方針」及び「文化部活動の方針」を策定し、休養日及び活動時間の基準等を示した。

また、本方針に記載した取組のより着実な実行を図るため、次の調査やアンケートを実施し、勤務実態の把握や取組のフォローアップを行った。

#### ア 教員勤務実態調査（平成30年10月実施）

県内の公立学校（小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校）のうち、各校種約2割の学校を抽出した上で、対象校の教員に月曜を始期とした連続する7日間の学内勤務時間<sup>※3</sup>の状況を記録（30分単位）してもらい、業務分類別の従事状況等を調査した。

#### イ 「学校における働き方改革取組方針」に係るフォローアップ調査（令和元年9月実施）（以下「フォローアップ調査」という。）

県立学校全校を対象に、各学校の業務改善や働き方改革の取組状況等を調査した。

### (2) 教員勤務実態調査の結果

#### ア 職種別勤務時間の状況

##### 【1日当たりの学内勤務時間】

- ・平日は、どの校種でも、教頭が最も長く、12時間前後、次いで教諭等<sup>※4</sup>が11時間前後と長い。
- ・土日は、高等学校の教諭等では、3時間を超えている（勤務日を除いた土日でも3時間前後）。
- ・教諭等の平日の出勤時刻は、勤務開始時刻より約40分早く、退勤時刻は、勤務終了時刻より約2時間遅い（特別支援学校は、約1時間20分遅い）。

<sup>※3</sup> 出勤時刻から退勤時刻の間で業務に従事している時間（校外業務含む）

<sup>※4</sup> 主幹教諭（部主事）、指導教諭、教諭（助教諭・講師）



【1週間当たりの学内勤務時間】

- ・60時間以上の教諭等の割合は、高等学校 42.8%，特別支援学校 8.9%

教頭及び教諭等の学内勤務時間(時間:分)

○教頭				○教諭等			
校種	学内勤務時間			校種	学内勤務時間		
	平日1日当たり	土日1日当たり	1週間当たり		平日1日当たり	土日1日当たり	1週間当たり
高等学校	11:29	0:41	57:46	高等学校	10:44	3:14	59:08
特別支援学校	12:10	0:58	61:56	特別支援学校	10:28	0:13	51:55

教諭等の勤務開始・終了時刻と出退勤時刻の差(時間:分)

校種	勤務開始時刻と出勤時刻の差	勤務終了時刻と退勤時刻の差
高等学校	0:40	2:02
特別支援学校	0:39	1:17

イ 教諭等の勤務時間の内訳

【1日当たりの学内勤務時間】

- ・平日では、「授業(主担当)」や「授業準備(教材研究等含む)」の時間に続き、高等学校では「成績処理」「学校経営」「朝の業務」「部活動・クラブ活動」「生徒指導(個別)」，特別支援学校では「授業(補助)」「学校経営」「朝の業務」「生徒指導(集団)」「学校行事」の時間が長い。
- ・土日では、高等学校の「部活動・クラブ活動」の時間が2時間を超えている。

教諭等の1日当たりの学内勤務時間の内訳(1日当たり30分以上従事している業務)(時間:分)

○高等学校(平日)		○特別支援学校(平日)	
業務内容	時間	業務内容	時間
授業(主担当)	2:47	授業(主担当)	3:02
授業準備(教材研究等含む)	1:56	授業準備(教材研究等含む)	1:43
成績処理	0:46	授業(補助)	1:03
学校経営	0:31	学校経営	0:45
朝の業務	0:31	朝の業務	0:41
部活動・クラブ活動	0:30	生徒指導(集団)	0:31
生徒指導(個別)	0:30	学校行事	0:30
○高等学校(土日)		○特別支援学校(土日)	
業務内容	時間	業務内容	時間
部活動・クラブ活動	2:16	30分以上従事する業務なし	

【勤務時間の長い者の傾向】

- ・高等学校では、「30歳以下」の者の学内勤務時間が長く、「授業準備(教材研究等含む)」「成績処理」「校務としての研修」が特に長い。
- ・1週間当たりの学内勤務時間が60時間以上・未満別で比較すると、高等学校では「部活動・クラブ活動」，特別支援学校では「学校行事」の差が最も大きく、その他、次表のような業務の差が大きい。

教諭等の年齢階層別の学内勤務時間(高等学校)(時間:分)

○1週間当たりの学内勤務時間

年齢階層	学内勤務時間
30歳以下	61:37
31～40歳	58:44
41～50歳	60:01
51～60歳	58:00
61歳以上	54:24

○平日1日当たりの学内勤務時間

年齢階層	業務内容		
	授業準備 (教材研究等含む)	成績処理	校務としての研修
30歳以下	2:04	0:54	0:15
31～40歳	1:56	0:46	0:08
41～50歳	1:52	0:44	0:06
51～60歳	1:55	0:44	0:08
61歳以上	1:52	0:36	0:03

教諭等の1週間当たりの学内勤務時間(60時間以上・未滿別で業務時間の差が1時間以上の業務)(時間:分)

○高等学校

業務内容	60時間以上	60時間未滿	差
部活動・クラブ活動	11:33	3:44	7:49
授業(主担当)	14:55	13:22	1:33
生徒指導(個別)	3:27	1:55	1:31
授業準備(教材研究等含む)	10:54	9:29	1:25
学年・学級・保健室経営等	2:32	1:21	1:11

○特別支援学校

業務内容	60時間以上	60時間未滿	差
学校行事	8:56	1:57	6:58
その他の業務	5:26	0:55	4:30
事務(その他)	5:22	1:09	4:12
学校経営	7:28	3:27	4:00
部活動・クラブ活動	2:18	0:16	2:02

ウ 部活動顧問の状況

【活動日数別の状況】

- ・活動日数が多い部活動の顧問ほど、「学内勤務時間」、「部活動・クラブ活動の時間」とともに長くなる傾向にある。

顧問の1週間当たりの学内勤務時間・「部活動・クラブ活動」の時間(活動日数別)(時間:分)

○部活動顧問(※活動日数3日以上抜粋)

活動日数	高等学校		特別支援学校	
	学内勤務時間	部活動・クラブ活動の時間	学内勤務時間	部活動・クラブ活動の時間
3日	57:37	7:05	52:27	1:11
4日	55:51	7:24	56:29	2:36
5日	59:21	7:43	52:17	3:39
6日	64:39	10:59	56:18	6:20
7日	64:27	15:49	—	—

【担当部活動の指導可能な知識や技術の有無】

- ・担当部活動の指導可能な知識や技術を「備えている」者の方が、「備えていない」者と比較して、「部活動・クラブ活動の時間」や「学内勤務時間」が長い一方、「部活動指導を負担に感じている割合」は低い傾向にある。

顧問の1週間当たりの学内勤務時間・「部活動・クラブ活動」の時間・負担感(知識や技術の有無別)(時間:分)

○部活動顧問

担当部活動の指導可能な知識や技術の有無	高等学校			特別支援学校		
	学内勤務時間	部活動・クラブ活動の時間	部活動指導を負担に感じている割合	学内勤務時間	部活動・クラブ活動の時間	部活動指導を負担に感じている割合
全く備えていない	57:35	3:51	65.4%	48:33	1:25	83.3%
あまり備えていない	56:05	4:38	68.3%	50:37	1:33	56.3%
ある程度備えている	59:42	8:59	49.2%	52:45	2:50	20.0%
十分備えている	61:44	11:42	30.4%	52:28	0:40	0.0%

エ その他

【業務の負担感】

- ・教諭等については、高等学校で1週間当たりの「事務（調査への回答）」の時間は、20分弱と短かったが、負担に感じる割合は、業務分類の中で最も高かった。

教諭等の「事務(調査への回答)」の負担感・1週間当たりの学内勤務時間(時間:分)

○事務(調査への回答)

校種	負担と感じると回答した割合	1週間の業務時間
高等学校	63.1%	0:18

(3) フォローアップ調査の結果

- ・月当たり80時間以上の時間外勤務をしている教職員の業務内容の把握を行っている学校の割合は、8割を超えている。一方で、「業務実態に応じた優先順位の指示や進捗調整等を行っている」と回答した学校の割合は、3割程度となっている。
- ・定時退校日については、7割以上の学校で「退校時刻の目安を設定」しているが、定時退校日以外の日については、2割程度に留まっており、「入校時刻の目安を設定」している学校は、1割以下となっている。

長時間勤務者に対する取組状況(複数回答可)

	長時間勤務者の業務内容の把握	業務の優先順位を適切に指示	業務分担の見直しや進捗調整等
県立学校全体	103 (85.1%)	41 (33.9%)	37 (30.6%)

勤務時間に対する意識醸成に関する取組状況(複数回答可)

	教職員の入校(開錠)時刻の目安を設定	教職員の退校(施錠)時刻の目安を設定(毎日)	教職員の退校(施錠)時刻の目安を設定(定時退校日)
県立学校全体	5 (4.1%)	27 (22.3%)	86 (71.1%)

(4) 子供と向き合う時間が確保できていると感じる教員の割合の状況

- ・県立学校全校の教員を対象に実施した意識等アンケート調査では、平成30年度及び令和元年度は、70%前後で横ばいとなっている(目標値80%)。

	平成30年度 (平成31年1月)	令和元年度 (令和2年1月)
県立学校全体	70.4%	69.8%

- ・教員勤務実態調査では、「子供と向き合う時間を確保できていると感じる」と回答した者の方が、「できていないと感じる」と回答した者より、総時間に占める「幼児児童生徒の指導にかかわる業務」の時間の割合が高く、学内勤務時間も短い。

教員の1週間当たりの学内勤務時間・「幼児児童生徒の指導にかかわる業務」の時間の割合(時間:分)

○教員(管理職除く)

子供と向き合う時間の確保	高等学校		特別支援学校	
	学内勤務時間	総時間に占める幼児児童生徒の指導にかかわる業務時間の割合	学内勤務時間	総時間に占める幼児児童生徒の指導にかかわる業務時間の割合
できている	58:57	81.0%	51:11	82.5%
できていない	60:01	80.0%	52:28	76.4%

⇒超過勤務の縮減を図りつつも、児童生徒等の指導に関わる時間の割合を維持・上昇させていくことが必要

(5) 勤務時間管理システムによる超過勤務の状況

ア 超過勤務時間が月 80 時間を超える教員数 (これまでの目標値 0 人)

県立学校において、勤務時間管理システムにおける超過勤務時間が1か月当たり 80 時間を超えた教員数が最も多いのは、平成 30 年度は 6 月で 916 人(集計対象数に占める割合約 19.2%)、令和元年度(1月まで)は 4 月で 671 人(集計対象数に占める割合約 14.0%)となっている。

なお、平成 30 年度と令和元年度の超過勤務時間が1か月当たり 80 時間を超えた教員数について、月別に比較すると、4 月及び 7 月<sup>※5</sup>を除き減少している。

超過勤務時間が月 80 時間を超える教員数

(人)

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
平成 30 年度	641	673	916	380	177	561	704	591	330	415	307	335
令和元年度	671	597	633	510	140	492	520	475	226	313	-	-

イ 超過勤務時間が月 45 時間を超える教員数

県立学校において、勤務時間管理システムにおける超過勤務時間が1か月当たり 45 時間を超えた教員数が最も多いのは、平成 30 年度は 6 月で 2,577 人(集計対象数に占める割合約 53.9%)、令和元年度(1月まで)は 6 月で 2,324 人(集計対象数に占める割合約 48.3%)となっている。

なお、平成 30 年度と令和元年度の超過勤務時間が1か月当たり 45 時間を超えた教員数について、月別に比較すると、7 月及び 9 月を除き減少している。

超過勤務時間が月 45 時間を超える教員数

(人)

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
平成 30 年度	2,229	2,321	2,577	1,495	864	1,906	2,187	2,131	1,495	1,657	1,561	1,250
令和元年度	2,132	2,230	2,324	1,893	697	1,917	1,981	1,922	1,360	1,621	-	-

※5 平成 30 年度 7 月は豪雨災害の影響があったと考えられるため、単純比較はできない。

## ウ 年間の超過勤務時間の状況

勤務時間管理システムにおける平成 30 年度の県立学校教員 1 人当たりの年間超過勤務時間の平均は、497 時間 27 分（1 か月平均：41 時間 27 分）であり、令和元年度の 4 月から 1 月までの平均は、407 時間 30 分（1 か月平均：40 時間 45 分）であった。

なお、令和元年度の 2 月から 3 月までの月当たりの超過勤務時間が、平成 30 年度と同じであった場合、令和元年度の県立学校教員 1 人当たりの年間超過勤務時間の平均は、479 時間 56 分（1 か月平均：39 時間 59 分）となり、平成 30 年度より約 17 時間 31 分（1 か月平均：約 1 時間 28 分）減少することとなる。

⇒本方針で掲げる「目指す姿」に向け、在校等時間の上限を踏まえた目標の再設定を行った上で、更に取組を進めることが必要

## (6) 現状・課題を踏まえて今後重点的に取り組むべき事項

### ア 学校・教員が本来担うべき業務の効率的・効果的な実施

「教員勤務実態調査」の結果からは、高等学校及び特別支援学校の教諭等については、平日の授業や授業準備、生徒指導といった指導に関わる業務にかかる時間が長いという状況が見られた。

これらは、教員の本務であり、必要不可欠な業務であるが、限られた時間の中で、効率的・効果的に進める視点も必要である。そのためには、学校のミッション・ビジョン等を踏まえ、何が重要かを見極めた上で、教育課程の編成や研究授業等に取り組むことが求められる。また、サポート・スタッフの配置・有効活用や I C T の活用、教材の共有化といった取組を進めることも必要である。

なお、高等学校の教諭等については、年齢別で見ると、30 歳以下の層の時間が最も長く、授業準備や成績処理、校外研修といった業務に他の年齢層より時間をかけている傾向が見られる。こうした点を踏まえた、若手教員への配慮を行う必要がある。

### イ 事務的負担の軽減

「教員勤務実態調査」の結果からは、教頭の平日の事務処理に係る時間が長く、また、教諭等では、平日の成績処理に係る時間が長く、事務的業務に係る負担感が大きいという状況が見られた。

こうした事務的業務の負担軽減に向け、サポート・スタッフの配置・有効活用や I C T の活用などを進めることが必要である。

#### ウ 部活動指導に係る教員の負担の軽減

「教員勤務実態調査」の結果からは、高等学校の教諭等については、部活動指導が長時間勤務の一要因となっていることが見受けられる。

特に、活動日数が多い部活動の顧問や、指導に必要な知識・技術を備えている顧問の指導時間が長い傾向が見られる。こうした者の部活動指導に係る時間を軽減するためには、各学校の部活動の活動方針の徹底を図った上で、効率的かつ効果的な部活動指導を推進し、学校における部活動指導体制の見直しや負担軽減に向けた支援を進めていく必要がある。

#### エ 学校における組織マネジメントの徹底・教職員の働き方に対する意識の醸成

「フォローアップ調査」の結果からは、長時間勤務者に対する管理職のマネジメントや、教職員の意識醸成に係る取組を行う学校が一部に留まっている状況が見られた。

学校の業務改善を図るためには、推進体制を整備し、教職員を巻き込んで、学校全体で取り組むことが重要であり、まずは、勤務時間を意識した働き方を浸透させる必要がある。また、個々の教職員の勤務状況を踏まえ、業務の優先順位の指示や、業務分担の見直し、業務の進捗管理を行うことが重要であり、管理職によるマネジメントの徹底が必要である。

## **Ⅱ 目指す姿・県教育委員会及び県立学校の役割**

---

### **1 目指す姿**

本方針に基づいた取組を進めることにより、「学びの変革」の円滑な実施，学習指導要領の改訂や新たな教育課題等へ適切に対応できる学校体制を構築し，限られた時間の中で，教員の子供と向き合う時間を確保することで教育の質の向上を図る。

また，教員以外も含めた学校全体の超過勤務を縮減し，一人一人が健康で生き生きとやりがいをもって勤務できる環境づくりを推進する。

### **2 県教育委員会及び県立学校の役割**

#### **(1) 県教育委員会**

本方針を基に，業務改善プロジェクト・チームにおいて，県立学校における教職員の働き方改革に向けた取組を検討・実施するとともに，知事部局や関係機関等との連携を図る。

#### **(2) 県立学校**

校長をはじめとした管理職のリーダーシップの下，本方針に基づき，教職員の共通理解を図った上で，教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。

## Ⅲ 期間・目標

---

### 1 期間

令和2年度～令和4年度

### 2 目標・成果指標

学校全体の働き方改革を進めることとするが、目標・成果指標としては、教員の「子供と向き合う時間の確保」及び「超過勤務の縮減」について、設定する。

#### (1) 子供と向き合う時間の確保

子供と向き合う時間が確保されていると感じる教員（管理職を除く。）の割合が、80%以上となることを目指す。

#### (2) 超過勤務の縮減

在校等時間<sup>※6</sup>から、正規の勤務時間を除いた時間を原則年360時間以内及び月45時間以内とする<sup>※7</sup>。

---

<sup>※6</sup> 次の（ア）及び（イ）に掲げる時間から（ウ）及び（エ）に掲げる時間を除いた時間  
（ア）校内に在校している時間  
（イ）校外において職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間  
（ウ）正規の勤務時間（職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成7年広島県条例第5号）第2条から第5条までに規定する勤務時間をいう。）外に自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間  
（エ）休憩時間

<sup>※7</sup> 児童生徒等に係る臨時的な特別の事情がある場合においても、「1年について720時間以下」、「1か月について100時間未満」、「1年のうち1か月において45時間を超える月数について6月以下」及び「連続する2か月から6か月までのそれぞれの期間の1か月当たりの平均について80時間以下」とする。



## IV 取組の柱・重点的に取り組む項目

### 1 取組の柱

前記Ⅲ 2の目標を達成するため、前記Ⅰ 2(6)の整理を踏まえ、引き続き、次の四つの視点を柱として取組を推進する。

- 学校・教員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備
- 部活動指導に係る教員の負担軽減
- 学校における組織マネジメントの確立
- 教職員の働き方に対する意識の醸成

### 2 重点的に取り組む項目

前記Ⅰ 2(6)の整理を踏まえ、特に次の点について、重点的に取組を進める。

- ① 学校・教員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備
  - ・ スクール・サポート・スタッフの有効活用の在り方整理（V 1(1)）
  - ・ AIやRPA, ICT機器等を活用した事務の省力化の検討（V 1(2)ア）
  - ・ 働き方改革に配慮した教育課程の編成・実施の検討（V 1(9)）
- ② 部活動指導に係る教員の負担軽減
  - ・ 部活動指導員の導入に向けた検討（V 2(2)イ）
  - ・ 生徒の主体的な活動を促し、一人の教員が複数の部活動を見守るなど、顧問の負担軽減に向けた取組の推進（V 2(2)ウ）
- ③ 学校における組織マネジメントの確立
  - ・ 勤務の状況を把握し、業務を平準化・効率化（V 3(1)ウ）
  - ・ 教職員の入退校に係る開錠・施錠時刻の目安及び児童生徒等の適切な登下校時刻の設定（V 3(1)エ）
  - ・ 優先順位を決め、学校行事等の精選・省力化（V 3(2)オ）
- ④ 教職員の働き方に対する意識の醸成
  - ・ 教職員全体に対する働き方改革に関する研修の実施（V 4(2)）

### 3 重点的に取り組む項目の推進体制

業務改善プロジェクト・チームにおいて、取組の検討を行うが、前記Ⅳ 2①、②に示す項目については、専門部会等を設け、集中的に検討を行う。

## V 取組内容

---

### 1 学校・教員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備

#### (1) スクール・サポート・スタッフの配置・有効活用の促進【県教委】

教員の業務を補助するスクール・サポート・スタッフ等を引き続き配置するとともに、有効活用や更なる充実に向けた検討を進める。《重点項目》

#### (2) 校務支援システム等 I C T の活用促進【県教委】

ア 児童生徒等の学籍，出欠，成績，保健などの情報を統合的に管理する校務支援システムについて，改善及び効率的な運用を図る。また，A I<sup>※8</sup>やR P A<sup>※9</sup>，I C T機器等を活用した教職員の業務の効率化について，検討を進める。《重点項目》

イ 学校のI C T機器等の活用促進に向けたサポート体制の拡充等，教員の負担軽減について検討を進める。

#### (3) 各種計画，事業，調査・照会等の見直し【県教委】

ア 学校が作成する各種計画や県教育委員会が実施する各種事業，調査・照会等を見直し，精選や簡素化を図る。

イ 作品募集やコンクールへの児童生徒等及び教員の参加，家庭向け配布物の配布依頼について，主催する外部機関等に，学校の負担軽減に向けた協力を要請する。

#### (4) 研修の見直し等【県教委】

ア 教職員の負担軽減の視点も踏まえた効果的な研修の在り方や実施時期などを見直しを進めるとともに，報告書等の簡素化を図る。

イ 研究授業については，各学校が自主的に実施するものであり，ねらいや内容及び効果的な方法について，検討・整理した上で実施するよう働きかける。

なお，効果的な方法の検討を行う際には，公開の有無や頻度（3年に1回行うなど）にも十分配慮するよう働きかける。

#### (5) 教材・指導案等の共有化【県教委・学校】

学校において教材・指導案等の共有化を進めるとともに，全県的な教材・指導案等の共有の仕組みづくりと内容の充実を図る。

---

※8 Artificial Intelligence の略語，人工知能

※9 Robotic Process Automation の略語で，人間が行っていた作業を，人間に代わって実施できるルールエンジンやA I等を含む認知技術を活用して代行・代替する取組

(6) **支援が必要な子供・家庭への対応【県教委】**

子供を取り巻く様々な課題等に対応するため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門スタッフの配置や弁護士、精神科医等の専門家チームの派遣など支援の充実を図る。

(7) **学校・教員が担う業務の整理、家庭・地域との連携の推進【県教委・学校】**

ア 入学者選抜の出願手続など、学校や教職員が担う業務について、役割分担や外部委託等、業務の在り方の検討を進める。【県教委】

イ 教職員の勤務時間外の電話対応や部活動等に係る教員の負担軽減などの取組を推進するに当たり、本方針の取組等について地域、保護者に周知し、理解促進を図る。【県教委・学校】

ウ 学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）など、学校が地域住民や保護者と教育目標を共有し、組織的・継続的な連携を可能とする「地域とともにある学校づくり」を進め、学校・家庭・地域の適切な役割分担についても検討する。【県教委・学校】

(8) **教職員定数の改善【県教委】**

学校における働き方改革のための指導・運営体制の構築を着実に実施するため、教職員定数の改善について、国に要望していく。

(9) **働き方改革に配慮した教育課程の編成・実施の検討【県教委・学校】**

教員の働き方改革にも十分配慮した教育課程の編成・実施を検討する。《重点項目》

## 2 部活動指導に係る教員の負担軽減

(1) 「運動部活動の方針」及び「文化部活動の方針」を踏まえた学校における活動方針の策定・徹底【学校】

県教育委員会が策定した部活動の方針を踏まえ、学校において策定した活動方針に基づき、部活動休養日や活動時間の徹底を図る。

(2) **部活動の指導体制の在り方の見直し【県教委・学校】**

ア 専門的な技術指導ができる外部指導者の派遣を行う。【県教委】

イ 部活動の指導、引率等を行う部活動指導員の導入に向けた検討を進める。【県教委】《重点項目》

ウ 学校の実態に応じ、顧問を複数人配置して交代での指導を行ったり、一人の教員が複数の部活動を見守ったりするなど、顧問の負担軽減に係る取組を進める。【県教委・学校】《重点項目》

エ 地域のスポーツ団体や社会教育関係団体等との連携，保護者の理解と協力，民間事業者の活用等による，学校と地域が協働・融合した形での地域における活動の推進に向けた検討を行うとともに，活動する場の設定等を関係団体等に働きかける。【県教委】

**(3) 外部団体等との連携【県教委】**

大会等の統廃合や大会運営の見直し等を関係機関・関係団体に働きかける。また，各団体の上部団体への働きかけを国に要請する。

**(4) 効果的な練習方法等の研修の実施【県教委】**

短時間でより効果的な練習方法等について，研修を実施する。

### **3 学校における組織マネジメントの確立**

**(1) 学校における勤務時間管理の徹底【学校】**

ア 教職員の健康管理や超過勤務の縮減に向け，平成 30 年 4 月から運用開始した勤務時間管理システムにより，教職員の在校等時間を把握するなど，適正な勤務時間管理を行う。

イ 管理職は，把握した在校等時間を踏まえて，教職員と面談を行い，必要に応じて産業医との面談を受けさせるなど教職員の健康管理に努める。また，ストレスチェック制度等を活用し，教職員のセルフケアなどの取組を促すとともに，職場のストレス要因の軽減を図る。

ウ 管理職は，把握した状況を踏まえ，一部の教職員に業務が集中しないよう，業務の平準化・効率化を図る。《重点項目》

エ 各学校で教職員の入退校に係る開錠・施錠時刻の目安及び児童生徒等の適切な登下校時刻を設定する。《重点項目》

オ 1 週間のうち平日 1 日は，部活動休養日と併せた教職員の定時退校日を設定し，その徹底を図る。

**(2) 学校における自律的な業務改善・業務削減の推進【学校】**

ア 学校経営計画に本方針に掲げる目標を意識した業務改善や教職員の働き方に関する項目を設定し，管理職はその目標の達成に向けて学校経営を行う。また，学校関係者評価を実施し，外部の視点を踏まえた取組の改善・充実を図る。

イ 校内の推進体制を整備した上で，P D C A サイクルに基づく業務改善・業務削減の取組を全校で進める。

ウ 教職員一人一人の業務改善の意識を高めるために，各教職員が業務の適正化に取り組んだことを積極的に評価するなど，人事評価制度の活用を推進する。

- エ 学校に設置されている様々な委員会等について、類似の内容を扱う委員会等の合同設置や構成員の統一など、教職員の業務の適正化に向けた運用を徹底する。
- オ 学校行事、各種業務等の優先順位を決め、精選・省力化の徹底を図る。  
《重点項目》

### (3) マネジメント研修の充実【県教委】

管理職及びミドル層に対する研修や専門研修等において、教職員の組織管理や時間管理、健康安全管理等をはじめとしたマネジメントに関する研修を実施し、マネジメントスキルの向上を図る。

### (4) 教頭及び事務長等への専決事項の拡大【県教委・学校】

学校における意思決定の迅速化、事務の効率化のため、教頭、事務長等の専決事項の拡大等を検討する。

### (5) 一斉閉庁期間の設定【県教委・学校】

- ア 8月のいわゆるお盆前後の3日間を夏季一斉閉庁日とする。
- イ 一斉閉庁の期間の延長や夏季以外の長期休業期間中における閉庁期間について、各学校で実態に応じた設定を行うことについて検討する。

## 4 教職員の働き方に対する意識の醸成

### (1) 働き方・時間管理の意識改革【学校】

- ア 教職員が自ら退校予定時刻を毎日設定することなどを通じて、超過勤務の縮減に向けた時間管理の意識改革に取り組む。
- イ 管理職は、自己申告に基づく目標管理の面談等の際に、業務をより効果的・効率的に進める方策について、教職員と共に考えるなど、教職員の在校等時間を踏まえた働き方に対する意識の醸成を図る。

### (2) 教職員全体に対する働き方改革に関する研修の実施【県教委】

管理職のみならず学校の教職員全体に対しても、勤務時間を意識した働き方を浸透させるために、県教育委員会主催の研修において、働き方に関する内容の充実を図る。《重点項目》

### (3) 連絡会議等の開催【県教委】

学校における働き方改革の意識醸成に向け、各学校の業務改善推進担当者等を集めた連絡会議等を開催し、実践事例等に係る情報共有、改善策に係る協議等を実施する。

## **VI フォローアップ・市町立学校に係る支援**

---

### **1 フォローアップ**

取組の着実な実行を図るため、勤務実態の調査や毎年度の取組の検証を行うとともに、学校の状況や国の動向等を踏まえ、随時本方針の見直しを行う。

### **2 市町立学校に係る支援**

市町教育委員会に対し、所管の学校における働き方改革の取組方針を策定するよう促すとともに、市町立学校における教職員の働き方改革の推進に向け、必要な支援を実施する。